

長岡市監査公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき公の施設の指定管理者監査を長岡市監査基準に準拠して実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により公表します。

令和5年12月6日

長岡市監査委員	小嶋洋一
同	篠田弘成
同	野本直樹
同	丸山勝総

1 監査の対象

長岡市寺泊文化センター及び長岡市立寺泊地域図書館

指定管理者名：NKS・TRC共同事業体

所管課：寺泊支所地域振興・市民生活課、中央図書館

長岡市デイサービスセンターよいた

指定管理者名：社会福祉法人長岡市社会福祉協議会

所管課：介護保険課

2 監査の範囲

令和4年度及び令和5年度 公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行状況

3 監査の期間

令和5年10月13日から11月1日まで

4 監査の実施内容

監査に当たっては、会計帳簿・証拠書類の照合のほか、必要と認めるその他の事務の執行の監査を実施しました。

5 監査の着眼点

監査の実施に当たっての主な着眼点は次のとおりです。

- (1) 施設管理は、条例及び規則の定めるところにより適切に行われているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (3) 利用料金制をとっている場合は、利用料金の設定等は適正に行われているか。
- (4) 利用促進のための努力は行われているか。

- (5) 施設の管理に係る管理規程・経理規程等の諸規程は整備されているか。また、安全管理は適正に行われているか。
- (6) 施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳及び領収書類の整備、保存は適切に行われているか。また、収支会計経理は適正に行われているか。
- (7) 所管課における業務の履行確認及び事業に対する指導監督は適切に行われているか。

6 監査の結果

監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
長岡市寺泊文化センター及び長岡市立寺泊地域図書館 指定管理者名：NKS・TRC共同事業体 所管課：寺泊支所地域振興・市民生活課、中央図書館	適正に処理されていました。
長岡市デイサービスセンターよいた 指定管理者名：社会福祉法人長岡市社会福祉協議会 所管課：介護保険課	適正に処理されていました。